

富里市結婚新生活支援補助金交付要綱

(令和 7 年 3 月 31 日告示第 41 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、少子化対策の強化及び若年層の人口の流入と定住促進を図るため、新婚世帯の新生活に係る住宅費及び引越費用並びにリフォーム費用の一部に対し、予算の範囲内において富里市結婚新生活支援補助金（以下補助金という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成 19 年規則第 10 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 婚姻日 婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。
- (3) 住宅費 婚姻に伴い住宅の取得（婚姻日より前の住宅の取得で婚姻日から起算して 1 年以内のものを含む。）をし、又は賃借する際に要した費用であって、住宅の取得費（土地購入費及び住宅ローン手数料を除く。）、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (4) 引越費用 前号に規定する住宅に引っ越しをする際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。
- (5) リフォーム費用 婚姻に伴い住宅をリフォームする（婚姻日より前の住宅のリフォームで婚姻日から起算して 1 年以内のものを含む。）際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 倉庫、車庫に係る工事費用

イ 門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用

ウ エアコン、洗濯機等の家電の購入又は設置に係る費用

(補助対象世帯)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する新婚世帯とする。

- (1) 新婚世帯の所得（申請の日の属する月が 1 月から 6 月までの間にあっては前々年の、7 月から 12 月までの間にあっては前年の所得に係るもの）

を合算した額が500万円未満であること。この場合において、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている新婚世帯については、所得を合算した額から貸与型奨学金の年間返済額を控除するものとする。

- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 申請日において、夫婦の双方又は一方が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録され、申請時の住民票の住所が入居対象となる住宅の住所となっている新婚世帯であって、当該申請の日から2年以上継続して居住する意思があること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 夫婦の双方又は一方が過去に他の地方公共団体を含めこの補助金と同様の補助（本市からの補助金を支給されている場合であって、その受給額が1世帯当たりの補助金の上限額に達しなかった補助を除く。）を受けていないこと。
- (6) 市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付の対象とならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 前年度に補助金の交付の決定を受けた世帯であつて、その受給額が補助金

の上限額に達しなかった場合は、その翌年度に限り、前年度の上限額まで継続して補助を行うことができる。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住宅費、引越費用及びリフォーム費用を合算した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1新婚世帯当たりの上限は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 婚姻日における年齢が夫婦共に29歳以下の場合 60万円
- (2) 前号以外の場合 30万円

2 前項に規定する補助金の額は、申請した日が属する年度の4月1日から3月31日までの住宅費、引越費用及びリフォーム費用の合計額とし、かつ、交付申請時に支払が完了している額により算出した額とする。ただし、勤務先等から住宅費に係る手当が支給されている場合にあっては、当該手当を除くものとする。

3 前年度に補助金を受給した世帯にあっては、前年度の1世帯当たりの補助金の上限として定める額から前年度に受給済の額を差し引いて得た額を限度とする。

(交付の申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該年度の末日までに、富里市結婚新生活支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明書）
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 新婚世帯の総所得が分かる書類及び市税の滞納がないことを証明する書類
- (4) 貸与型奨学金の貸与を受けている場合にあっては、当該奨学金の返済額が分かる書類
- (5) 入居対象となる住宅を購入した場合にあっては、住宅の売買契約書の写し
- (6) 入居対象となる住宅を新築した場合にあっては、住宅の請負契約書の写し
- (7) 入居対象となる住宅を賃借している場合にあっては、住宅の賃貸借契約書の写し
- (8) 住宅手当支給証明書（別記第2号様式）
- (9) 住宅費を支払ったことを証する書類

- (10) 引越費用に係る補助金の交付を申請する場合にあっては、引っ越しに係る領収書の写し
- (11) リフォームをした場合にあっては、リフォーム費用を支払ったことを証する書類
- (12) 誓約書（別記第3号様式）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第2号及び第3号に掲げる書類は、個人情報確認同意書（別記第4号様式）の提出により省略することができる。

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めた場合にあっては富里市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により、適当でないと認めた場合にあっては富里市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（別記第6号様式）により速やかに通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付を請求するときは、富里市結婚新生活支援補助金交付請求書（別記第7号様式）により市長に請求しなければならない。

（交付の決定の取消し）

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しをしたときは、富里市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書（別記第8号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、富里市結婚新生活支援補助金返還命令書（別記第9号様式）により既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（報告等）

第10条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、当該補助金の交付を決定した者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 前項の規定による報告等を求められた者は、速やかにこれに応じなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

富里市長

様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

富里市結婚新生活支援補助金交付申請書

富里市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、富里市結婚新生活支援補助金交付要綱第5条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 新婚世帯について

婚姻年月日		年 月 日（婚姻届を提出した日又は受理された日）		
申請者	氏 名	(ふりがな)	生年月日	年 月 日
			年 齢	(婚姻時) 歳
	所得額	円 (貸与型奨学金を控除した額)	貸与型奨学金の有無	☐ 有 ☐ 無
	勤務先からの住宅手当の支給の有無			☐ 有 ☐ 無
	配偶者	氏 名	(ふりがな)	生年月日
			年 齢	(婚姻時) 歳
所得額		円 (貸与型奨学金を控除した額)	貸与型奨学金の有無	☐ 有 ☐ 無
勤務先からの住宅手当の支給の有無			☐ 有 ☐ 無	

2 補助申請額について

住 宅 費	購入・新築の 場合	契約締結年月日		年	月	日	
		契約金額		円			
		支払期間		年	月	日から	
		年	月	日まで			
	支払金額		(A) 円				
	賃貸の場合	契約締結年月日		年	月	日	
		支払期間		年	月	日から	
		年		月	日まで		
		家賃(月額×月数)		(B) 円			
		共益費(月額×月数)		(C) 円			
		その他 住宅費	敷金		円		
			礼金		円		
			仲介手数料		円		
			日割家賃		円		
日割共益費			円				
小計		(D) 円					
住宅手当(月額×月数)		(E) 円					
(A) + (B) + (C) + (D) - (E)		(F) 円					
引越費用	引越年月日		年	月	日		
	費用		(G) 円				
住宅リフォーム費用	契約締結年月日		年	月	日		
	費用		(H) 円				
合計	(F) + (G) + (H)		(I) 円				
補助申請額	(I)の額と補助上限額を 比較し、いずれか低い額 (1,000 円未満切捨て)		円				

第 2 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

富里市長 様

給与等の支払者 所在地
名 称
代表者
電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

月	支給額	月	支給額
年 4 月	円	1 0 月	円
5 月	円	1 1 月	円
6 月	円	1 2 月	円
7 月	円	年 1 月	円
8 月	円	2 月	円
9 月	円	3 月	円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が 1 の対象者に対し支給し、又は負担する全ての手当です。
- 2 住宅手当を各月の支給額欄に記入してください。
- 3 支給していない月の支給額は、「0」を記入してください。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

富里市長

様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

誓約書

富里市結婚新生活支援補助金の交付申請に当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 私と配偶者は、特別な事情がある場合を除き、申請日から2年以上継続して富里市に居住します。
- 2 私と配偶者は、他の公的制度による家賃補助等を受けていません。
- 3 私と配偶者は、過去にこの制度に基づく補助（富里市以外の制度を含む。）を受けたことはありません。
- 4 私と配偶者は、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 5 私と配偶者は、内閣府及び富里市による本事業の実施に係るアンケート等に協力します。
- 6 申請内容に虚偽があった場合は、補助金を返還します。

第 4 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

富里市長

様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

配偶者 住 所
氏 名

個人情報確認同意書

私は、富里市結婚新生活支援補助金交付要綱第 5 条の規定による申請に当たり、私に関する下記の情報を市長が確認することに同意します。

記

- 1 富里市に登録のある住民記録情報のうち、氏名、住所、生年月日、前住所、住民となった年月日及び住所を定めた年月日
- 2 申請年度の市県民税所得証明に記載のある所得金額（申請年度の前年度又は前々年度の 1 月 1 日時点で富里市に住民票がある場合に限る。）
- 3 市税の納税状況（滞納の有無）

第5号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市結婚新生活支援補助金については、下記のとおり交付することを決定したので、富里市結婚新生活支援補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額

円

第 6 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市結婚新生活支援補助金については、下記の理由により交付しないことを決定したので、富里市結婚新生活支援補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

理由

第 7 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

富里市長 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号

富里市結婚新生活支援補助金交付請求書

年 月 日付け指令第 号で決定のあった富里市結婚新生活支援補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求額		円
振込先	金融機関名	銀行・農協 信用金庫
		本店・支店 支所
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人 (請求者)	

第 8 号様式（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号交付決定した富里市結婚
新生活支援補助金について、富里市結婚新生活支援補助金交付要綱第 8 条第 1
項の規定により、下記の理由により交付決定を取り消したので、同条第 2 項の
規定により通知します。

記

理由

第9号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市結婚新生活支援補助金返還命令書

富里市結婚新生活支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

- | | | |
|---|------------|-------|
| 1 | 返還を命じる額 | 円 |
| 2 | 返還の期限 | 年 月 日 |
| 3 | 返還を命ずる理由 | |
| 4 | 返還の方法 | |
| 5 | 補助対象年度 | 年度 |
| 6 | 補助金等の交付決定額 | 円 |
| 7 | 補助金等の交付済額 | 円 |